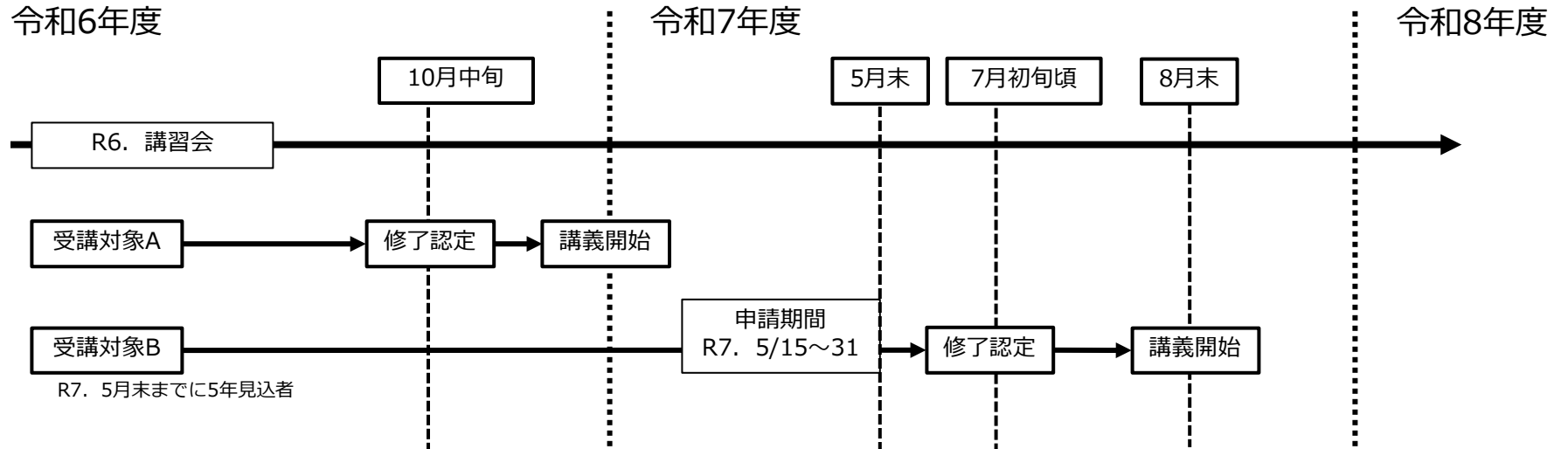


受講資格の変更点

令和6年度から、受講資格が変わります。 **実務経験4年以上**の方が受講対象です。
ただし、条件があります。

昨年度（旧）	今年度（新）
受講年の5月末日までに 実務経験5年以上	【受講対象A】 受講年の5月末日までに実務経験5年以上
	【受講対象B】 実務経験4年以上5年未満 受講翌年の5月末日までに実務経験5年以上

受講対象別 修了認定と講義開始時期



【修了認定後の授業担当可能時期について】

受講対象Aの方は、講習会を受講し修了試験に合格後、修了認定され、概ね令和6年11月から講義を担当できます。
受講対象Bの方は、講習会を受講し修了試験に合格後、5年以上の実務経験を満たす書類等を添えて修了認定の申請手続きにより修了認定され、概ね令和7年の8月頃から授業を担当できます。